



# 市長選挙・県知事選挙

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎(866)2260

## 投票日は4月12日(日) 投票時間▶午前7時～午後8時 (河辺・雄和は午後7時まで)

### 市長選挙 告示日▶4月5日(日)

**投票できるかた**…平成元年4月13日以前に生まれ、平成21年1月4日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(3月14日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地の投票所で投票)

**立候補予定者説明会**…立候補の届け出に必要な手続き、選挙運動用の公費負担制度などについて説明します。3月12日(木)午後2時～(受付は午後1時30分～)、市役所分館4階大会議室で。直接会場へ。

入院中は？

県選挙管理委員会から指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中の場合は、その指定されている施設で不在者投票ができますので、各施設の事務局へお話しください。

仕事で不在だったら？

仕事の都合などで他の市町村に滞在しているかたは、秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。請求用紙「宣誓書」は、各市町村の選挙管理委員会にありますので、必要事項を書いて、秋田市選挙管理委員会へ送ってください。市選挙のホームページからも入手できます。

<http://www.city.akita.akita.jp/city/coel/>

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで一定の障害があるかた、もしくは介護保険の「要介護5」のかたが対象です。自宅などで投票用紙に記載して、郵送により不在者投票ができます。あらかじめ届け出が必要ですので、希望するかたはお早めに秋田市選挙管理委員会へご連絡ください。

また、郵送による不在者投票は自書が原則ですが、要件により、代理人に書いてもらうこともできます。詳しくは秋田市選挙管理委員会へお問い合わせください。

### 県知事選挙 告示日▶3月26日(木)

**秋田市で投票できるかた**…平成元年4月13日以前に生まれ、平成20年12月25日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた(3月14日以降に市内で転居したかたは、転居前の住所地の投票所で投票)

**秋田市へ転入したかた**…平成20年12月26日以降に県内の他の市町村から秋田市に転入したかたは、前に住んでいた市町村で投票します。投票する際は、引き続き県内に住所があることを明らかにする「証明書」が必要です。「証明書」は、各市町村の住民票担当窓口で無料で発行しています。※前の居住地から投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票もできます。前に住んでいた市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。

## ◆期日前投票◆

期日前投票ができるのは市内9か所です。投票日に用事があるかたは期日前投票をご利用ください。

市長選挙……4月6日(月)▶4月11日(土)

県知事選挙…3月27日(金)▶4月11日(土)

※県知事選挙は、4月3日(金)までは市役所分館でしか投票できません

### ●投票所入場券

投票所入場券は郵送します。入場券をなくしても、投票所で再発行し投票できますので、受付でお申し出ください。

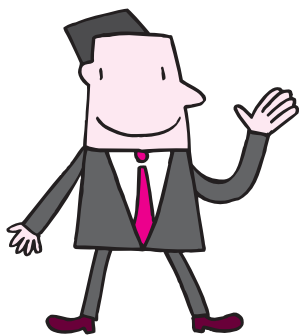
### ●投票所の変更

県立衛生看護学院▶保戸野小学校または東中学校  
投票所入場券を確認してからお出かけください。

### ●投票所の名称の変更 \*場所は変わりません

(旧)金足東幼稚園▶金足東児童室  
(旧)南浜共同作業所▶南浜地域活動支援センター  
田尻公民館▶田尻町内会館

期日前投票所	投票時間
市役所分館(4階)	午前8時30分～午後8時
土崎支所 河辺市民センター2階 雄和市民センター	午前8時30分～午後7時
岩見三内連絡所 大正寺連絡所	午前8時30分～午後5時
秋田駅西口2階ぼぼろーど イオンモール秋田3階 ナイス新屋店	午前10時～午後8時



転勤・進学などで引っ越しするときは…

# 住民異動の手続きをお忘れなく!

届け出	届け出の期間	届け出に必要なもの
秋田市から 他の市区町村へ 住所を移すかた ▶ <b>転出届</b>	<b>転出する前</b> 転出先の市区町村に出す <b>転出証明書</b> を交付します。 転出先の住所を確かめてからお越しください。	①国民健康保険に加入しているかたは <b>保険証</b> ②印鑑登録をしているかたは <b>印鑑登録証</b> 、または「あきた市民カード」 ③福祉医療費受給者証をお持ちのかたは <b>受給者証</b> ④後期高齢者医療保険に加入しているかたは <b>保険証</b>
秋田市内で 住所を移すかた ▶ <b>転居届</b>	<b>引っ越しをしてから14日以内</b>	①国民健康保険に加入しているかたは <b>保険証</b> ②福祉医療費受給者証をお持ちのかたは <b>受給者証</b>
他の市区町村から 秋田市へ 住所を移したかた ▶ <b>転入届</b>	<b>転入してから14日以内</b>	前に住んでいた市区町村から交付された <b>転出証明書</b> *国民健康保険に加入するかた、国民年金に加入しているかたは窓口でお話してください。
<b>転校</b>	住民異動届(転出・転居・転入)を出すと、転校に必要な書類を交付します。交付された書類を、転出・転居の場合は転校前、転入の場合は転校後の学校に提出してください。	

※転出・転居・転入届の手続きの時に、届け出に来られたかたの本人確認を実施しています。届け出に来るときは、運転免許証や保険証などをお持ちください。

※代理のかたが届け出に来るときは委任状が必要です。

## 住民異動の届け出はこちら

市民課 ☎(866)2018

河辺市民センター ☎(882)5131

岩見三内連絡所 ☎(883)2111

雄和市民センター ☎(886)5523

大正寺連絡所 ☎(887)2111

**受付時間**…平日の午前8時30分～午後5時30分

土崎支所 ☎(845)2263

新屋支所 ☎(888)8080

**受付時間**…平日の午前8時30分～午後5時15分

アルヴェ市民サービスセンター ☎(887)5320

**受付時間**…平日の午前9時～午後5時15分



3月下旬から4月上旬、特に月曜日など、休日明けの日はとても込み合います。時間に余裕を持ってお越しください。

